

新型コロナウイルス感染症の影響による徴収（納税）猶予について

新型コロナウイルスの収束の見通しが見つからない状況下において、中小事業者の事業収益が著しく減少した場合、地方税法の規定による現行の徴収（納税）猶予制度の運用の範囲で、一定の要件を満たせば徴収の猶予期間を最大2年間猶予する措置の実施を長野県が発表しました。これについて、当村でも対応いたします。（これに係る猶予期間の延滞金は免除されます。）

令和3年2月2日から令和4年3月31日までの期間に納期限を迎える（迎えた）税目で、徴収（納税）の猶予を希望される方は、役場総務課税務係へ申請してください。（既に納付済の場合は対象となりません。）

また、令和2年度中に新型コロナウイルスの影響による徴収（納税）猶予の適用を受けたが、猶予後の納期限までの納付が困難な場合、同要件を満たせば1年を限度に再延長することができます。

申請用紙は、村ホームページからダウンロードするか、税務係窓口で入手してください。（裏面利用可）
徴収（納税）猶予の適用要件、申請方法等については下記のとおりです。

1 適用要件

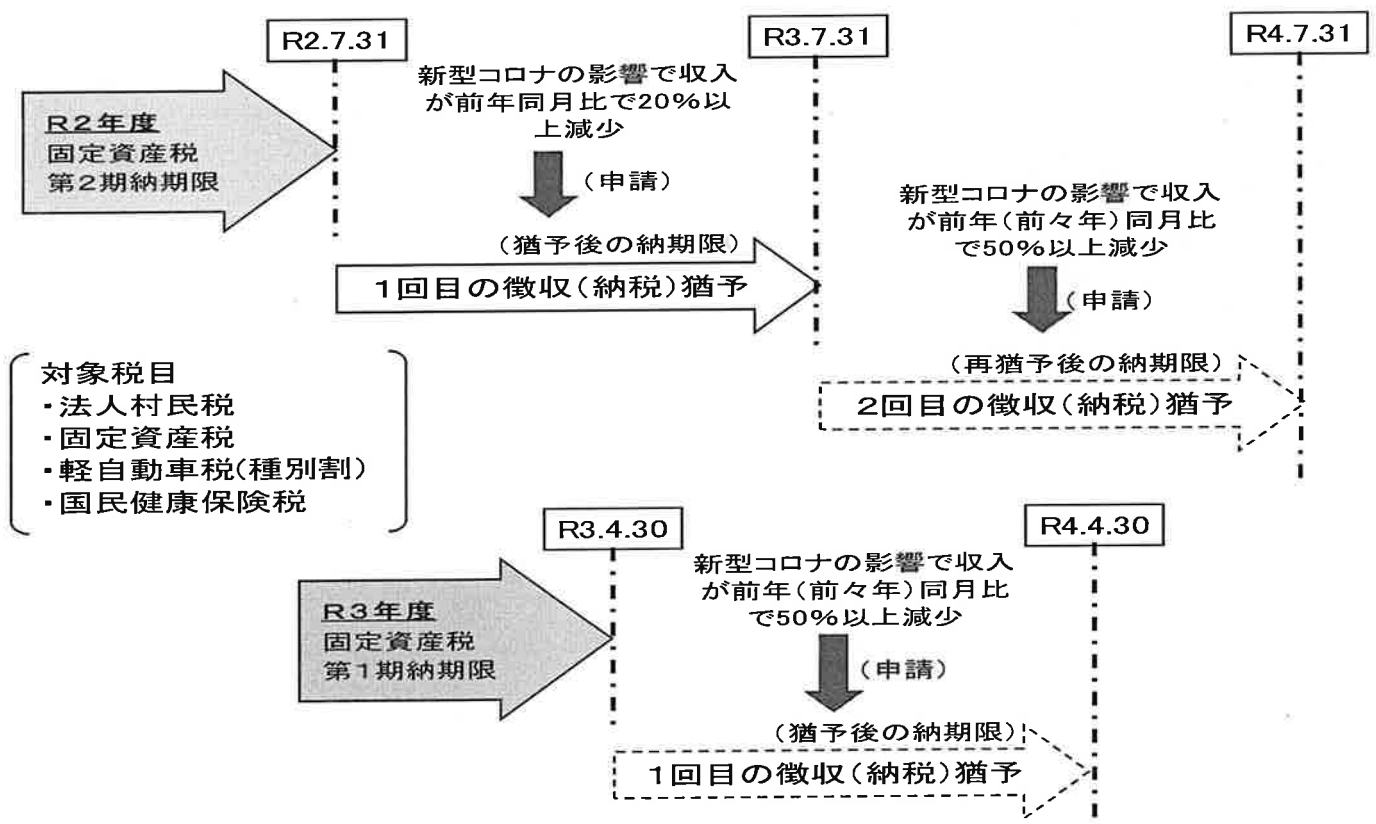
(1) 新型コロナの影響により令和3年2月以降任意の1か月間以上の収入が前年（又は前々年）同期比で概ね50%以上減少していて納税が困難な場合

2 申請方法

(1) 所定の申請書（裏面利用可）に必要事項を記入し、役場税務係へ提出

(2) 任意の1か月間以上の収入が前年（又は前々年）同期比で50%以上減少していることが確認できる書類（青色申告決算書の写し又は確定申告書の写し、収入が減少したことを確認できる帳簿等の写し）を添付

新型コロナウイルスの影響による徴収（納税）猶予のイメージ（例）



お問合せ先 役場総務課 税務係
電話 0269-85-3111(内線 217~219)